口座振替

口座振替とは、あなたに代わって金融機関が、市税を納期ごとに、あなたが指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度で、納期のたびに金融機関などへ出かける手間が省けて大変便利です。

一度手続きをされますと、翌年度以降は自動的に更新されます。

ただし、固定資産税・都市計画税の共有者が変更になったり、相続等により所有者が変更になったりした場合等には、再度手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

また、5年以上継続して口座振替の実績がなかった場合や、預金者の都合により数回に渡り振り替えが出来なかった場合は納付書で納付していただくように変更となりますのでご注意ください。

口座振替の利用ができる市税

- 個人市県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 固定資産税（償却資産）
- 軽自動車税

口座振替のしくみ

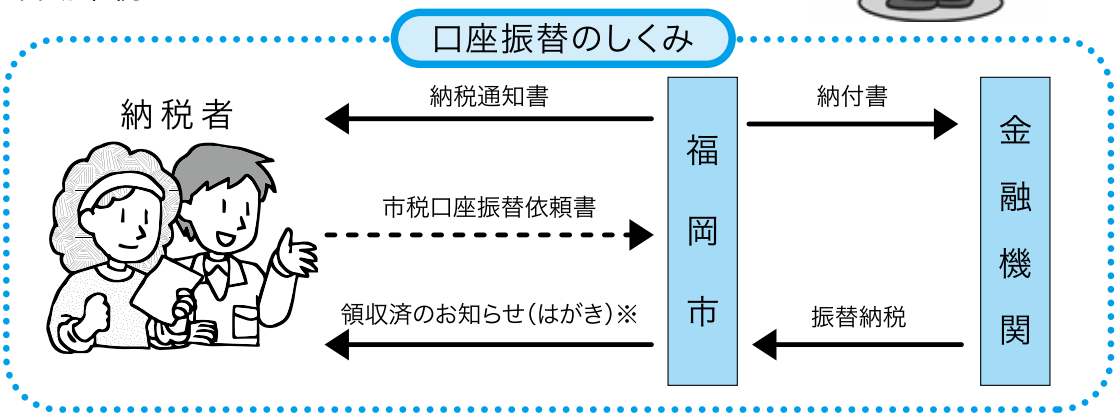

※「領収済のお知らせ（はがき）」は、ご希望の方にのみ送付いたします。新規で口座振替をお申し込みいただいた方で、送付をご希望の方は、口座振替開始のお知らせはがき到着後、福岡市税収納管理センターへご連絡ください。

取扱収納機関と預貯金の種類

- 収納機関

  P65に記載の1～3、5の収納機関（横浜幸銀信用組合は除く）、佐賀共栄銀行および三菱UFJ信託銀行

- 預貯金の種類

  ・郵便貯金（通常貯金）　・普通預金　・当座預金　・納税準備預金

振替日（口座から引き落とす日）

納期の末日（休日の時は翌開庁日）です。

なお、振替日に預貯金残高が不足していますと振り替えができませんので、納期月には、指定された預貯金口座等の残高にご注意ください。（後日、再振替を行うことはできません）

お申し込みは簡単

お申し込み方法①　市税インターネット口座振替受付サービス

口座振替の申し込み手続き（新規・変更）をご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して申し込みができるサービスです。（※地方銀行、ゆうちょ銀行に普通預金口座をお持ちの個人の方が対象です。）

申し込みできる金融機関や申込専用サイトについては、福岡市ホームページをご覧いただくか、福岡市税収納管理センター（☎092-292-2093）へお問い合わせください。

福岡市 インターネット口座振替　検索

専用サイトへのアクセスはこちらから

お申し込み方法②　市税口座振替依頼書

「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。口座振替依頼書は納税通知書に同封されています。（すでに口座振替を利用されている方は除きます。）

なお、お申し込みから振り替え開始までの手続きに1か月半程度時間を要しますのでお早めにお申し込みください。